

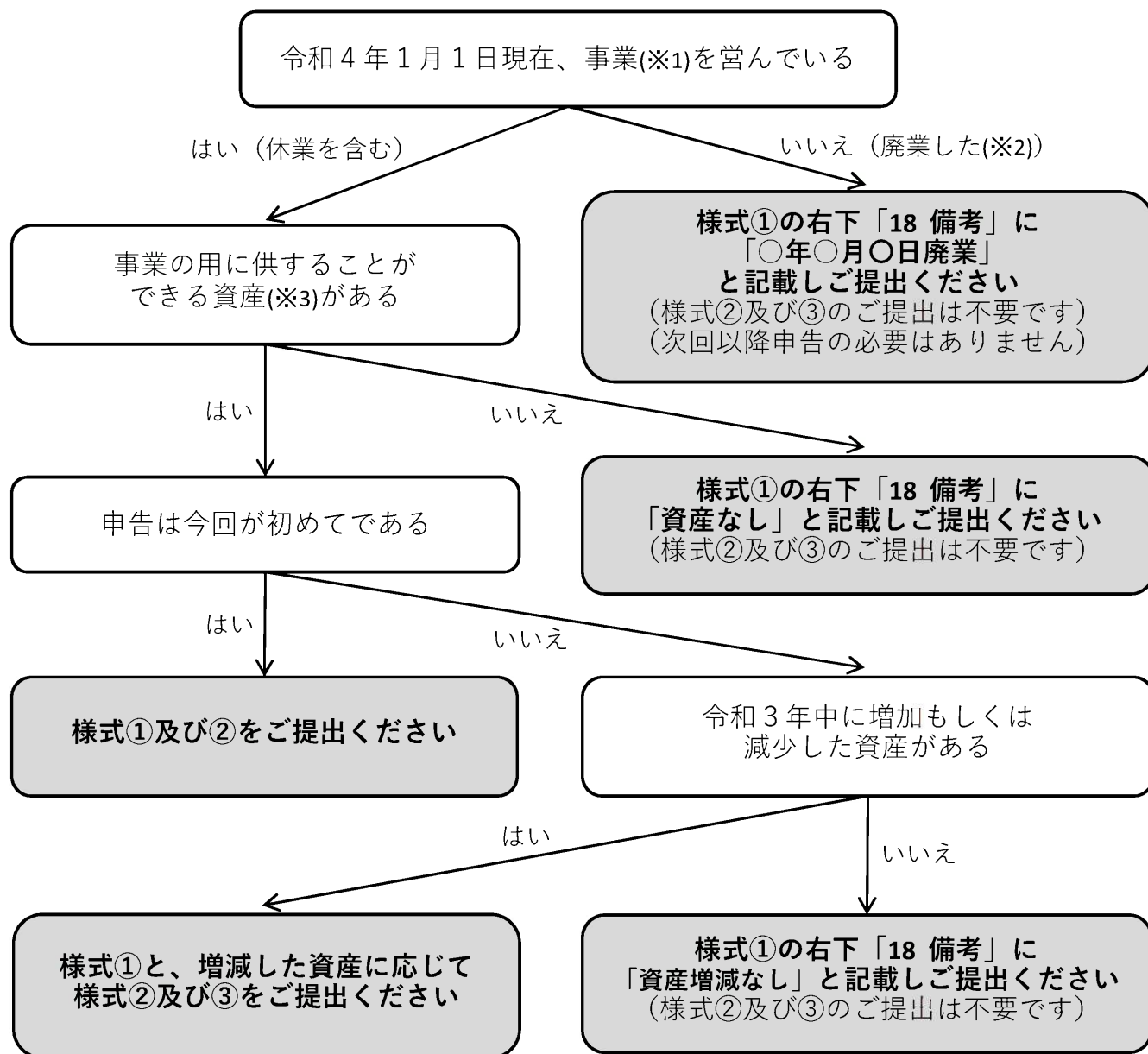
償却資産申告書 提出フローチャート

ここでは、提出いただく書類を以下のとおり様式①～③として表記しております。

様式①：償却資産申告書（償却資産課税台帳）

様式②：種類別明細書（増加資産・全資産用）

様式③：種類別明細書（減少資産用）



※1：利益の有無ではありません（利益がない場合でも、事業を営んでいれば申告の必要があります）。

※2：廃業された場合は、様式①の提出のほかに所轄の税務署等へ廃業届の提出が必要です。

※3：事業の用に供する目的で所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態であれば、一時的に稼働を休止している遊休資産であっても申告対象の資産となります。